

# 訴訟・犯罪・刑罰の循環性

——ローマ帝国を素材として——

山 本 晶 樹

一 はじめに

二 共和政前期

(一) 都市国家期(前五七五年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 法律訴訟と一二表法

(二) 領域国家期(前三六七年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 民会訴訟手続とリキニウス・セクスティウス法

三 共和政後期

(一) 帝国勃興期(前二〇一年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 方式書手続と法務官法

(二) 帝国豊潤期(前一一年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 査問所手続と農地法

四 帝政期

(一) 帝国飽和期(前二七年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 元老院審理手続と勅法

(二) 帝国衰退期(一八〇年以降)

(イ) 社会過程

(ロ) 特別審理手続とカピタティオ・ユガティオ

五 おわりに

## 一 はじめに

国家の総合力は、発生期、勃興期、豊潤期、飽和期、衰退期の過程史を辿って消滅を見る。訴訟、犯罪、刑罰それぞれの理念、種類、型式に関する主要な考え方は、一つの国家内では国家の伸長と権力行使の程度の関係に規定される。国家の総合力が弱いときは権力行使の程度も弱く、訴訟、犯罪、刑罰も自然発生的なものに止まるが、国家の総合力が強くなるにつれ権力行使の程度も強くなり、訴訟、犯罪、刑罰も人工的なものへ変っていく。ところが、飽和期を境に衰退期が終わるまで、国家の総合力は弱体化していくが権力行使の程度は反比例して強化化していく、訴訟、犯罪、刑罰も技巧的なものとなる。この段階で国家は滅亡するが、訴訟、犯罪、刑罰に関する考え方は、固有に、発生期、勃興期、豊潤期、飽和期、衰退期の循環を示すが、幾度目かの循環で、それまでの集積は歴史の中に埋没し、振り出しに戻る。国家の総合力の過程史と訴訟、犯罪、刑罰に関する考え方の循環には、時間的  
なずれがある。訴訟、犯罪、刑罰に関する考え方の循環は、螺旋を描きながら、有史以来幾度か在ったと見ることが  
できる。

人類は、集団内外の揉め事を終結させる為、仲裁者が調停に入りその裁断を当事者が認めるといふ手立てを知った。訴訟の始まりは、この裁断を実効あらしめる為、制裁を科すことへの承認に求められる。神、超自然的な力や精霊、祖霊など神霊の権威を汚す行為は、その行為に怒った神霊が共同体に対し禍を与えると信じた時代には、犯罪は神霊の権威を犯す行為を指し、刑罰は犯罪で生じた穢れを清める為、原因者に贖わせて許しを乞わせたことを意味したのであろう。この時代、刑罰は、直接的に邪術、神霊をけがす言動などに対する方法と間接的に神意に反する姦通、殺人、傷害、窃盗などに対する処理としては、死刑、追放、復讐、財産没収、鞭刑、嘲笑などその対応を異

にし、更に、その目的を共同体の混乱した秩序の回復、ひいては今日で云う修復的司法<sup>(2)</sup>に置いた。死刑、追放が多用されながら、他方で、死刑を贖罪金で免れる事例や追放後の無事帰還で社会復帰が許される事例が広く見られる点<sup>(3)</sup>が、これを示唆する。かかる訴訟観、犯罪観、刑罰観が、勃興期に、時の政治権力から宗教と同格の地位で追認される。追認で政治権力が仲裁行為を掌理し、如何なる争いの場合に訴訟をなすことが可能かを指示し、訴訟で裁定された内容を法とする<sup>(3)</sup>。豊潤期は、訴訟実務の積み重ねの方法で法を形成する。飽和期は、各種の訴訟に関する法を整備し、ときに制定法を編纂したりする。衰退期は、規制の方向で整備がより強化される。訴訟は、争いを国家が監督協力する手続として私法の一部を構成する。犯罪は、国家に対する侵害や公共の安寧秩序を乱す行為とされ、その他は不法行為として私法の適用を受ける。復讐<sup>(4)</sup>には、公の秩序を害せぬようその程度の制限や和解が強制され、各種の訴訟を設けて贖罪型の損害賠償へ転化する。過程史が終り国家は滅亡するが、訴訟、犯罪、刑罰に関する主要な考え方は循環し、公法と私法が分化され、法は実体法から接近した体系化が試みられ、多くの不法行為は犯罪と成り、刑罰の様式も増加を見る。他の国家は、訴訟、犯罪、刑罰の循環を継受、ないしは切断された形態ながら、また相似た過程を辿る。

今より凡そ五〇〇年前、バビロニア<sup>(5)</sup>で世界最古の文明を築いたとされるシュメール都市国家がアツカド帝国へ移行した頃は、国家の総合力の過程史も訴訟、犯罪、刑罰の循環も勃興期に該ると見ることができ、訴訟も川で神裁を仰ぐ儀式から役人への訴訟提起で、行政官や神官が主宰者となり、宮殿前や神殿域内を臨時法廷にして衆人環視の下での裁判へ移ったとされる。豊潤期を迎えた前二〇〇〇年代のウル第三王朝時代は、訴訟を二段階に構成し、提訴すると役人が裁判に適しているか否かを審査し、適すれば裁判準備をする。主宰者は臨時任官だが常選化した数人の専門家的市民の裁判官へ分化する。当事者は証人を伴い裁判官の前で陳述し、判決は勝訴側の神殿での

宣誓で確定する。刑罰は贖罪金の支払いで、タリオ刑の痕跡はなく、ウルナム法典が適用されたか分明でない。この頃、シリアのマリ王国でも同様の手続で裁判が行なわれていたらしい。警察権が発達し、犯罪者は刑務所や懲役労働場に収容されたそうである。飽和期に該る前一七〇〇年代のバビロン第一王朝時代には、裁判所が中央、地方に整備され、特別裁判所として軍事裁判所が設けられ、最高裁判官の国王の下、職業裁判官が存在した。訴訟手続は前時代と同様だが、上訴、再審が認められ、タリオ刑も少例ある。

下つて前五〇〇年代のローマ<sup>(6)</sup>は、印欧語族系に共通のアニミズム観念を持ち、あらゆる事象に宿る靈を信じるなど、法と宗教を同格<sup>(7)</sup>に置く状態に在り、法は神から王へ授けられたものとし、国家の総合力の過程史も訴訟、犯罪、刑罰に関する考え方の循環も発生期に在った。しかし、両者ともそこからかなり早い時期に脱却し、国家の総合力が世界帝国へ急拡大しその後滅亡するまでの過程で、訴訟、犯罪、刑罰それぞれの理念、種類、型式に関する考え方の、現在考えられている主要な原型がよく現れ、他に類を見ない<sup>(8)</sup>。ここに、ローマ帝国を素材として訴訟、犯罪、刑罰に関する考え方が、国家の総合力の過程史の中で現実に如何に機能したかを研究する意義がある。なお、ローマ法の歴史は前二〇一年のポエニ戦争終了と二三五年の元首政の終了を境として三期に分類するのが常であるが、過程史と循環性という観点より考察する必要上、過程史の各期を指導する訴訟と法で分ける。

## 二 共和政前期

### (一) 都市国家期（前五七五年以降）

#### (イ) 社会過程

この期の特徴は、集落が地の利を得て国家に成長し、国家の膨張過程で戦術転換が決定的に作用し、その勢いは

身分闘争を併呑するほどであった点にある。

ローマの歴史は、前三〇〇年代前半まで歴史的事実と伝説が交錯し、年代的にも最大、数百年単位の誤差がある。凡そ前六〇〇年代に印欧語族系のラティーニー人 (Latini) がイタリア半島中西部のラティウム地方 (Latium) の各陵丘へ定住し諸集落を成した。かかる諸集落の一つがローマで、ここにその歴史が始まる。当時、地中海周辺の先進地域はギリシャ以東でかの地は辺境の未開地であったが、農業、商業の発展に適した条件が備わった地であった為、近隣諸集落を圧して行った。建国はギリシャ神話と結び付いた伝説が多岐に渡るが、遅くも前五七五年以前に、ローマ七丘の集落が合体して国家 (Urbs) を構成したと推定されている。王政期は貴族が戦士としての軍事的価値を背景に政治を独占したが、遅くも共和政初期に戦術転換が功を奏し、それを契機として平民の軍事的価値が高まり、政治的、社会的平等を求め身分闘争が展開された。伝承との年代的振幅が激しいが、前四〇〇年代前半の当該闘争過程と推定されているものに社会改革があり、財産の多寡で軍事的提供の程度が決まり、軍事的提供の程度で政治的権利の大小が決まる制度が採用された。かかる軍編成を単位として集合した民会が兵員会 (Comitia Centuriata) で、他に地域集会のトリブス民会 (Comitia Tributa) と平民会 (Concilia Plebis) が設置された。また、遅くも前三〇〇年代後半の頃までと推測されているものに、貴族による法の独占を破り法を公開させた十二表法 (Lex Duodecim Tabularum) の制定がある<sup>(9)</sup>。更に、前三六七年の法は平民の政権参与を規定して身分対立を解消し、訴訟を掌る政務官として法務官 (Praetor) も新設した。

① 経 済 土地は私的土地所有<sup>(10)</sup>と公有地 (Ager Publicus) から成り、公有地は経営する者が低廉な地代で占有したが、土地所有における市民間格差は大きくなかったと見られている。ローマは商業中継地として、建国以前よりエルトリア人が物資交換のため定住していたが、商人兼小規模生産者で、商圏は都市住民及び周辺の自営農民

と考えられている。

② 社会構成 国家は都市と郷から成り、都市には、三つの部族 (Tribus) が三十個の区 (Curia) に分属し、一つの区に一〇個の氏族 (Gentes) があり、氏族を率いる族長の貴族 (Patricii) と貴族に仕えて保護を受ける関係にある庇護民 (Clientes) が居住した。氏族は血縁関係から成る小集団の家族 (Familiae) が他の諸家族と、始祖を同じくする出身同士で結合した集合体で、その集団内で氏族集会、祭祀及び墳墓、法、自給自足経済、軍事を共通にする自己完結的な社会だった。郷には、武装能力を有した中産階級の性格の独立自営農民層の平民 (Plebs) <sup>(11)</sup> が居住していた。貴族と平民は、由来は不明だが身分上区別された。

③ 国制 政治体制は王政を敷いたが、重要な国事や氏族間の裁量を越える問題は、貴族のみを成員としてその総意を議決するクリア民会 (Comitia Curiate) で決め、また、有力貴族 (Patres) を成員として王 (Res) を補佐する元老院 (Senatus) が、王を指名し世襲制でなかったことより、王権 (Imperium) は制約されたものと推測されている。その他の伝えられている国政は、後代の発展した形のものと考えられている。

伝承は前五〇九年、ローマ人貴族がエルトリア人の王を追放し、共和政<sup>(12)</sup>となり、クリア民会が選出する選挙制、任期制、同僚制を特徴とする政務官 (Magistratus) 職を設け、平時の執政官 (Consules)、非常時の独裁官 (Dictator) を置いたとするが、この体制は前三〇〇年代前半まで実際には確認できない。任期は一年で、独裁官のみ執政官の指名だけで半年就任し、同僚制とは、同一官職に通常二人の者が選任され同格の立場で命令権を行使することとで、相互抑制させる制度である。国家財政は知られていないが、当時の最大支出、戦費は、戦費調達<sup>(13)</sup>の自己負担制を国是とし、都市で三〇区で三〇〇人の騎兵と三〇〇〇人の歩兵を、郷もそれ相当の歩兵を提供したと推認できるから、支出はさほど要さなかったと思われる。ギリシヤと同様、公有地、鋳山、製塩所などの国有財産からの収

入が財源と推量されている。

(ロ) 法律訴訟と一二表法

法体制は、法と宗教が同格に置かれた段階に在ったと見られ、神から王へ授けられたものを法とし、法の知識は貴族出身の神官団 (Collegium Pontificum) が独占且つ秘密としていた。もっとも、一二表法の制定以後は、法の知識が公開された。十二表法は建国以来の慣習法 (Mores) を成文化したもので、公法、私法は未分化で、タリオが残存している。しかし、以後、かかる期に包括的な法典の制定は見当たらない。後のローマ人は全公私法の源泉と誇示し、永く同法の規定の解釈を核として各種の法 (Lex) が制定された。

犯罪は神霊の権威を犯す行為で、他は不法行為である。王は氏族間に渡る犯罪に対して、死刑を含む広範囲の懲戒権 (Coercio) を持ち、氏族及び家族内の不法行為は、国家法の適用外として族長及び家長 (Paterfamilias) の自治的な制裁に委ねた。ただ、全ての市民は、氏族、家族という重畳的庇護関係に組み込まれて生活をしてきたから、さほど不法行為は生じなかったと解する。訴訟は、刑事裁判、民事裁判の区分が実体法的、手続法的に曖昧で、境界も流動的だが、氏族間に渡る不法行為に対して行われたと推測できる。訴訟型式は法律訴訟 (Legis Actiones)<sup>(14)</sup> が行なわれていた。

法律訴訟は、法廷手続 (In Jure) と審判手続 (Apud Iudicem) から構成される。法廷手続は当事者双方の出頭で初めて構成されるが、法務官自らは当事者の出頭を強制しないので、自力で原告が被告を出頭させ、神聖賭金として家畜を提出する。当事者は法務官の面前で、法で厳密に規定された文言と所作に合った方式で権利主張を口頭で行う。方式は、救済を求める権利の種類に応じて異なる。次に、法務官が事件を法律訴訟の対象とするか否かを、当事者の手続構成能力である資格の存否や法が規定する行為の遵守の有無などを基に審査する。方式を誤っている

と、原告は敗訴、被告は原告の主張を認諾したものと擬制される。審査の結果、法務官が拒絶または承認する、別言すれば、法を宣言する (Jurisdiction)。拒絶すると当事者は法的に解決する手段を失い、承認すると初めて審判手続を構成できることになり、争点の明確化及び当事者の合意で審判人 (Judge) を選抜する争点決定 (Litis Contestatio) を行い、法廷手続は終了する。審判手続では、審判人が証拠調を行い判決 (Sententia) を下す。審判人は裁判官でなく、訴訟ごとに選定される私人の非常設機関であるが、判決は公的性格を持ち、再訴は認められない。敗訴した方は、偽りを申し立てたゆえの神への償いとして、神聖賭金は没収され神殿に帰属する。判決は直接には執行力を有さない。執行手続は債務者の財産だけを執行の対象とする強制執行である物的執行のほか、当時、現代の法制では認められていない人的執行が採られていた点に特色がある。物的執行は特別の手続を経ることを要さないが、人的執行はあらかじめ逮捕による訴訟 (Legis Actio Per Mannus Injectionem) を要する。すなわち、認諾または判決で債務が確定しても三〇日間は執行が猶予され、徒過すると、法務官の面前で逮捕による法律訴訟が開始される。原告は被告の身柄を拘束し法務官の判定を受ける。判定に当り、被告は担保人 (Vindex) がいる場合は、判決の無効を申し立て原告の主張を争うことができるが、敗訴すると債務額が倍加される。敗訴で、原告は被告を拿捕し足枷で拘束できるが、その際、被告はその処遇につき法で細かく保障される。家長または庇護者などが請戻金を支払う機会を与えるため、最大六〇日間の勾留中に開かれる三日連続した開市日に、被告は法務官または民会へ連行される。開市日以内に請戻人が現れ弁済しないと、原告は初めて被告を自由に殺人処分することが可能となる。

法律訴訟は、厳格な形式主義の支配により訴訟及び法の権威が保たれ、訴訟の二段階構成などの手続煩瑣から濫訴が避けられ、合意で審判人を選ぶことにより、当事者の納得という訴訟の目的も果たせる機能を有したと解す



る。

## (二) 領域国家期(前三六七年以降)

### (イ) 社会過程

この期の特徴は、領土拡大による経済成長政策が明瞭な形を採り、例えばラティウム平定<sup>(15)</sup>の仕方に見られるような戦略の斬新性、巧緻性で、イタリア半島全域を前二六四年までに制覇する領域国家と成るが、急成長の反作用で農業国家の構造が変質した点にある。

① 経済 当時の主たる戦争目的は、有産農民層の自領地防衛ないし新開拓地獲得にあったから、種蒔きが終わる初春から収穫が始まる初秋にかけて戦った。発想転換した戦略構想は、防衛戦を少なくし侵略戦争が有利に展開しだったが、漸次、長期戦へと繋がった。長期戦は自領地の不毛化を招き、前三四三年からの戦闘はイタリア全土に及んで、軍の中核を成す有産農民層の経営に陰りを見させた。他方、度重なる勝利は古代資本主義の始まりを促し、徴税請負業者、銀行業者、船舶業者などの新興商人に富を集中させた。

② 社会構成 身分支配から富を握る者の支配への再編成が起こった。財産の多寡で編成された軍最上位の騎士の地位は、漸次、富裕者へ移動し、騎士階層(Equites)を形成した。また、政務官職は多大の出費を要したのに無報酬だった関係上、事実上、官途は富裕者にしか開かれていず、騎士階層内の少数者だけが官職を独占世襲化して名門となり、新しい意味の貴族(Nobilitas)となった。新しい意味の貴族と騎士階層は上流階級(Honestiores)を構成し、その他の者は新しい意味の平民として下層階級(Humiliores)となった。

③ 国制 クリア民会は国政上の意義を失い、各種民会が台頭した。兵員会は招集権者は執政官で、執政官が提出する法案の議決及び執政官、法務官の選出をした。トリブス民会は招集権者は法務官で、法務官が提出する

法案の議決及び奴隸及び家畜取引に関する訴訟を掌理する高等按察官 (Aediles Curules) の選出をした。平民会は招集権者は護民官で、平民法案の制定及び平民出身の官の選出をした。もともと前二八七年以降は、全ての法律案は平民会の議決で制定されるに及んだ。

社会構成と軍編成の一致は、政務官職の立候補をその選出母体の実権者である上流階級に握らせた。また、元老院は本来、招集権者は政務官でその諮問に応じて答申する機関であったが、この頃には元老院の議員資格を前政務官経歴者に限定し、政務官の任期制に対し終身議員で構成したので、政治的力関係は元老院が上となって行った。

政治は、元老院の優越性の下、政務官職を執行機関、民会を立法機関とし、新しい支配層である富裕者が共和政末期までローマの政治を支配した。政争は立法と選挙戦で現実化した。が、いずれも民会の投票に基づくため、上流階級である政治家達は、有権者である下層階級の支持を求めて私的な恩顧関係を結ぶようになり、この支持者達も新しい意味での庇護民 (Clientes) と呼ばれた。

(ロ) 民会訴訟手続とリキニウス・セクスティウス法

十二表法は、貴族と平民に等しく法を公開したが、未だ両者の婚姻を禁止する明文があるなど不平等な面が残存していたが、その後、この禁止は解かれ、有力な平民と貴族の婚姻が行われるようになるなど平等化が進み、この傾向を法で確認したのが前三七七年のリキニウス・セクスティウス法である。この法の下で、平民も執政官に就くことができるようになり、両者の身分闘争が終了した。

訴訟は、民会訴訟手続 (Judicium Populi)<sup>(16)</sup> が犯罪と不法行為<sup>(17)</sup>を扱ったとする。謀反、内乱などの犯罪の裁判は、執政官の訴追、審問、科刑提案に対して、野外の練兵場 (Campus Martius) を法廷に見立て、兵員会が可否の判決を下した。不法行為の裁判は、法務官の訴追、審問、科刑提案に対して、市場が開かれていた公開広場 (Forum)

を法廷に見立て、トリブス民会が可否の判決を下した。もつとも、民会訴訟手続は法律訴訟と並列して行なわれた。政務官の命令違反など軽度の違反に対しては、政務官が懲戒権を行使した。国家法の適用外として、氏族、家族内の不法行為は、族長及び家長の自治的な制裁がかなり後代まで続いた。しかし、ローマの領土拡大政策で、氏族の制裁機能は国家に吸収されて希薄となり、社会単位は家族に分解し家長の制裁が中心に残って行き、また、前四四三年に、習俗の監視と所有財産別階級の戸口調査を五年毎に行う非常設の政務官として監察官 (Censor) が置かれたので、それ以降は、制裁は無制限でなく、習俗に反する制裁に国家が介入できる体制となっていた。

民会訴訟手続は、訴訟も市民統治の一形態として行うことで、市民に対して市民の市民による統治を認識させ、事実調査から科刑提案まで他者に委ね、判決だけ行うので、市民は長期裁判の負担から免れるという機能を果たしたと解する。

### 三 共和制後期

#### (一) 帝国勃興期 (前二〇一年～前一一二年)

##### (イ) 社会過程

勃興期は、カルタゴから地中海商圏を奪って商業国家に転換し、その間に初めて海外へ属州 (Provincia) を取得し、その後の属州拡大で広大な領土の覇権を握る帝国となったが、反面、海外領統治が社会構成の二極化を露にした点に特徴がある。

① 経 済 度重なる長期戦は、有産農民層の経営破綻に拍車を駆けた。征服によって獲得された土地は一旦、公有地とされた後、安い地代で希望者へ賃貸されるが、経済力のある者が広い面積の割当てを受けられる。経

嘗破綻した有産農民層への富裕者の土地漁りによって、土地の集中化が進むと、大土地所有者は、戦勝で大量に得られた奴隷<sup>(18)</sup>を使用した大規模経営を行うようになった。ローマは官僚群を持たなかつたので、ローマの騎士階級は、徴税請負人として属州経済を支配した。

② 国制　ローマを軸として地中海世界全体の国際政治が展開するようになった。社会構成の二極化が軍の基盤を弱め、幾多の社会改革的な立法を編み出した。国家財政は、多額の賠償金及び属州が現金で収める定額税、並びに間接税として関税と奴隷解放税が重要な財源であつた。前一六七年以降、イタリア内のローマ市民の私有地は免租とされた。

(ロ) 方式書手続と法務官法

ポエニ戦争は、外人 (Peregrinus) との取引の急増を招き、前二四二年に、法務官を市民相互間の訴訟を所管とする市民係法務官 (Praetor Urbanus) と涉外事件を所管とする外人係法務官 (Praetor Peregrinus) に分けさせた。この時期以降、訴訟では、法律訴訟に並列して、新たな訴訟型式の方式書 (Formula) 訴訟<sup>(19)</sup>が利用された。

方式書訴訟の開始は定かでないが、農業社会を背景としてローマ市民のみが対象となる市民法 (Jus Civile) 及び法律訴訟では、商業社会の到来に伴う法的諸問題の処理に、万民法 (Jus Gentium) だけで対応するのが不可能となつたからと推定し得る。方式書は、当事者は審判人を誰にすべきか、審判人は争点につきどう判決すべきかを命じた内容の文書である。手続の二段階構成は法律訴訟と同様だが、審判人は方式書の文言に全面的に拘束されて判決を下さなければならない。証拠調を行つて何等かの事実が立証されても、方式書は作成時を基準として事実の存否を判定しているので、判決に反映できない。上訴は認められない。判決には執行力がない。執行手続は物的執行と人的執行に分かれる。この時代に物的執行が発達し、原告に被告の総財産の占有を認める方法や総財産を売却し

て売得金で満足させる方法が講じられた。人的執行は、判決債務を任意に履行しないときに原告が判決債務履行請求訴訟 (*Actio Indicati*) を提起する。ただ、提起されること自体が被告にとっては原告請求額の二倍の責めを負うものとされていたので、被告への間接強制となった。この訴訟で被告が有責判決があると、判決債務額の支払いまたはこれに相当する労務の提供の宣誓を行うまで、原告は被告を自宅に監禁できる。

方式書手続は、口頭の要式行為に伴う敗訴の危険性に晒されずに、法廷手続で原告は主張でき、文書を使用することで正確に審判人へ審判しかたを指示してもらうことができる便宜性があり、特に経済を活性化させる機能を果たしたとされている。しかし、それと同時に、方式書の作成に該り解釈の技巧、擬制を屈指したことが、後代の単純一元化された訴訟を生む橋渡しの役割として機能した点も重要であろう。

方式書は政務官の命令権だけを根拠とするが、命令権を行使するに当り、就任時、如何なる内容の訴えに対して訴えを受理するか予め告示 (*Edictum*) で周知させた。元来、任期中のみ有効なだけであったが、後継者が承継する慣例となり伝承告示 (*Edictum Tralaticum*) となり、その集積を政務官法 (*Ius Honorarium*) と呼ぶに至った。

この政務官法の中心を占めたのが法務官法 (*Ius Praetorium*) だが、共和制下では立法権は民会にあり、法務官は形式的には市民法の変更、廃止、創設をできない。しかし、法務官法は市民法の欠陥を改廃、補充したが、実体的に変えるのでなく、訴訟上から変更を加えて発達した法である点に特色を持つ。法務官は、通常の訴訟手続によらない権利救済の方法をも発達させた。訴訟手続の進行を円滑にする為に法務官の間答契約 (*Stipulationes Praetoriae*) を当事者に締結させる命令、当事者の一方の為に他方の財産の一部ないし全部を占有させる命令 (*Missiones in Possessionem*)、占有回復ないし保持を命令する特示命令 (*Interdicta*)、詐欺または強迫もしくは二五歳未満の当事者に対する市民法の適用が不公平な結果を導くときの不適用命令 (*In Integrum Restitutiones*) など

ある。このような法務官の活動を支えたのは、実際には法学者から成る顧問会 (Consilium) である。法務官の諮問で作成するに該り、法学者は法の極は不法の極 (Summum Ius Summa Injuria) とする思想の下、形式的に正しくても実質的に不正な結果をもたらす法規定の適用を排除する為、社会的利益 (Utilitas) または公平 (Aequitas) に依拠して、事件ごとの現実的な解決を導ける法理論の形成をなすことに努めた。この法律問題への実証主義、実用主義は、市民に法学者の家へ様々な法律問題を持ち込ませ、それは、問題解決を門弟に聴講させる形式の法学教育を盛んにさせた。元来、ローマ人にとって教育は家長 (Pater Familiae) の家長権 (Patria Potestas) の問題と見られていたが、ローマ社会の変質とともに、家長自らが教育者である家庭教育は実践されることが少なくなった。マケドニア戦争後、ヘレズニム文化が急速に広まると、教育は奴隷家庭教師 (Paedagogus) に任されるようになり、ローマの学校制度は完全にギリシャの影響を受けて発展し、ギリシャ語、ラテン語併用国家となった。共和政末期にはギリシャ哲学、弁論術はローマ人の教養となり、法学も影響されたが、核心部分は変更されなかった。これらの活動で、法学者は後に古法学者 (Veteres) と称される層をなし、法学を発達させた。

## (二) 帝國豊潤期 (前一一一年以降)

### (イ) 社会過程

豊潤期の特徴は、兵制国是の転換が、国家構造の大変革を及ぼす途を開くことに繋がった点にある。

前一一〇七年に元老院は従来の兵制国是を転換することを承認したが、これは、元老院が基本政策を決定し軍司令官の統治を統御するシビルン・コントロールを放棄する結果となった。將軍は、遊民 (Proletarii) 対象に志願兵募集を実施したが、農地から分離されたがゆえ長期戦耐性を備えた戦闘専門集団を、私兵として掌中に帰することに、そのことが国制の変革に影響を及ぼして行くことになった。この時期、地中海各地で奴隷の反乱が統発し、

それを奇貨として同盟諸都市も蜂起したが、ポー川以南の全イタリアへのローマ市民権付与で鎮まった。以後、イタリア人は全てローマ市民<sup>(23)</sup>となるが、それも国制の変革期を迎えさせることになり、政治決定を元老院志向とする閥族派 (Optimas) と民会志向とする民衆派 (Populares) の政争が激化した。権力基盤の強化は、庇護関係を募兵の他に、属州王侯貴族や元老院議員間に求めるなど重畳的に発展させ、また、外征にも求め、結果的にローマの支配圏を著しく拡大させた。諸派の争いは、独裁官職の就任とその反動の暗殺を経て、前二七年、帝政で落ち着くこととなった。

① 経 済 社会改革立法は政争で段階的に効力を失い、かえって既存占有地の私有地化が認められ、ここに土地制度は転換し、大土地所有 (Latifundium)<sup>(24)</sup> の無制限な拡大の要因を作った。

② 国 政 軍を掌握できない元老院は、漸次、実権を失って行った。

(ロ) 査問所手続と農地法

かかる政争過程で土地を巡る社会改革立法は漸次、効力を失い、前一一一年の農地法は、建国以来、認められていた既存占有地の私有地化を規定した為、土地を持つ上流階級と土地を持たざる下層階級の二極化が一層顕著となった。また、この一連の政争過程で顕現した刑事訴訟に、査問所手続 (Quaestio)<sup>(25)</sup> を見る<sup>(25)</sup>ことができる。

査問所手続は、前一四九年以降、商業国家での上流階級による共和政支配の理念の下、常設の刑事手続となったもので、訴訟を行う根拠は民会の決定した法にあり、訴訟関係者は、訴追者と被告人側、訴訟指揮者と審判人側のいずれもが、上流階級に属する者であった点に特色があり、公開広場 (Forum) を法廷に見立て、訴訟関係者と庇護関係にあった下層階級を聴衆として聞かれる。訴追対象は、各民会が制定した法律に規定された犯罪類型で、通常、反逆、毒殺及び刺殺、窃盗 (Furtum)、不法利得 (属州へ赴任した政務官の不法な財物取得)、侵害 (Iniuria)、選

挙に関する不正行為、通貨偽造、遺言の偽造などである。拡大または類推解釈をしても対象外とされる行為を訴追するには、新たに立法が必要とされた。私人訴追主義が採られたが、実際には修辭学、弁論術の素養を有した政治家志望の弁論人 (Orator) が訴追を行った。ただ、法学者は刑事裁判にはほとんど関与しなかった。被告人はローマ市在住の上流階級市民に限定され、被告人にも政治家志望の弁論人がついた。弁論人の役割は、法廷で自己の全人格的影響力を十分に行使した弁論をすることにあつた。弁論自体は無報酬であつたが、当時、高級官職に就くには選挙で選ばれることを要した関係上、被告人との政治的、経済的敵対関係より弾劾することが、ないしは利害関係より庇護することが、選挙準備として被選挙人の法務官、審判人団、聴衆に対し効果的であつた為、政治家志望者は皆、弁論人となつた。訴訟は弾劾主義的、当事者主義的な構造を持ち、手続進行は、個々の査問所設置法で法務官の裁量が規制され、告発を受けて訴追者決定手続を行い、審判人決定手続が続き、公判審理手続へ向かう。訴追者及び審判人団は当事者の合意で構成される。審判人団は、前八一年以降は元老院議員のみの中から選拔された。公判審理手続では、当事者は自由な訴訟進行が許された。通常は、意見陳述などを行った後、証人尋問などを通じて争点を明確にする方法が採られたが、順序は当事者の弁論方針に委ねられ、順序を逆にし、証人尋問から始めても違法とならなかつた。審判人団は事実の有無及び判決を行い、有罪事実を確定した場合は、当時は法定刑と処断刑、宣告刑は同一のものとして取り扱われたので、予め個々の査問所設置法が定めた法定刑を適用する。審判人団が下した判決はだれも覆えせず、また、上訴は認めなかつた。告発者は、有罪判決の際は報償、無罪判決の際は濫訴の有無が、同じ手続内で直ちに審査される。執行手続段階で、たとえば不法利得に対しては二倍額返還が規定されているが、その刑を緩和する措置を法務官の裁量で出来た。また、被告人に対して死刑執行は行わず、結審前または宣告後でも、安全な亡命を保障する慣行となつていた。



査問所手続の機能は、法廷が政治思想の宣伝の場に利用されていたことにある。刑事裁判は尖鋭的に政治が現れ出やすいが、共和政後期の政争では、政敵を葬る最も簡便で安全な方法と位置づけられ利用されたとする。

#### 四 帝政期

##### (一) 帝国飽和期(前二七年以降)

##### (イ) 社会過程

飽和期の特徴は、帝国の平和な時代 (Pax Romana) が約二〇〇年以上続いて全ての面で最盛期を迎え、それに伴う社会的諸現象も垣間見えたが、帝国が歴史上の転換期となったことに対して、だれも注意を払わなかった点にある。

初期の政界上層部では肅清と暗殺が続いたが、その後は政治的に安定し、ローマ市では、国家が公費をもって行う公共事業として劇場、円形競技場、公共浴場などの娯楽施設が盛んに建設された。属州では、軍団駐屯地付近の商人集落 (Canabae) が都市化し、属州大地主層 (Decuriones) の出費で地中海世界の都市空間は一樣にローマ化<sup>26</sup>し、都市間を一直線に結ぶ道路網が帝国全土に拡大した。かようにローマ文化は全属州へ普遍化し、古代資本主義経済は絶頂期を向えたが、帝国経営の観点からは転換期となる現況も見せた。帝国は、五賢帝時代初期の一七七年に版図が最大となり、放棄する地域も出たが、そのことが帝国経済が低成長時代に入ることを意味するとは、帝国財政が豊か過ぎてだれも歯牙にかけなかった。都市では、産児制限の普及で家族の崩壊が急拡大し、下層階級にまで風紀紊乱、立業忌避傾向が蔓延し、「パンとサーカス<sup>(28)</sup>」と呼ばれるローマ人の世相を生んでいた。農村では、小作人、家族的工業従事者が刻苦勉強に努めていたが、属州からもたらされる安価な商品類でイタリア本土の農業、製

造業の就業者が減少し、都市の遊民と化する者が急増していた。通貨改革により貨幣体系が整備され、地中海世界で流通力を持ったが、需要の高まりで通貨発行量が増大して鑄貨純度の低下を導き、名目価値と実質価値の乖離を強制的交換関係の設定で解決するという危険な政策が採られていて、それは後世に互った。軍は、正規軍と補助軍から成る常備軍が組織されたが、ローマ市民から構成される正規軍は兵士の質の問題を抱え、現地採用の補助軍は軍団ごとに人種構成が偏り、後の軍人皇帝時代の種を潜ませていた。

① 経 済　大所領及び中規模所領で展開された奴隸制農業は、小作人 (Colonus) に農地を賃貸する小作制へ移行し、奴隸制農業は消滅し、奴隸制の大規模工業も徐々に衰退した。帝国は経済活動に自由放任政策で望んだ。一〇〇年代末頃にかけて、インド洋方面に南海貿易路が開かれ、また、黒海、ライン川、ドナウ川沿岸地帯とも取引が活発になされ、属州経済の活性化を齎すなど海外交易は繁栄期を迎えた。

② 国 制　帝国の政治体制は元首政 (Principatus) として現れた。元首政とは、共和政時代の重要官職の権限を、元老院及び民会からの承認という権原を踏んで、一身に専属させる体制である。元首は皇帝、王位に就かず、伝統的な共和政的官職にも就かず、ローマ及び地中海世界の第一人者 (Princeps) となること<sup>(29)</sup>で、カエサル<sup>(29)</sup>の先例を避けた方法である。元首は、共和政時代の諸制度を温存させながら並立的な存在として成立し、形式上は政務官だが、付与された権限は執政官、護民官、属州長官 (Pro Magistratus) の命令権を統合した。また、元首と元老院は、管轄範囲を軍が駐屯している属州とその他の属州でそれぞれ分掌することにしたので、元首は軍の指揮権も握ることになった。反対に、元老院は徐々に実権を失って行き、元首の傀儡となった。元首の権力基盤は、軍と自己を支持する有力元老院議員に置き、尊厳なる者 (Augustus) といふ尊称を元老院から付与されたが、地位は世襲でない。

国家構造は共和政期の官制が続いたが、元首政に適する官僚組織が徐々に形成されて行き、元首の代理人として元首から任命され、新たに皇帝顧問会 (Consilium Principis)、親衛隊長官 (Praefectus Praetorio) が設けられた。軍は、増加し過ぎた私兵を削減し、給与、兵役期間、除隊金など勤務条件を定めて、常備軍として組織した。国家の財源は、直接税として相続税、売上税を新設し、間接税の種類を増加し、元首政中期以降、全ての直接税は財務官 (Quaestor) が、間接税は皇帝役人が徴収した。

(ロ) 元老院審理手続と勅法

元首政初期は、元老院審理手続<sup>30)</sup>が例外的に行われた。かかる手続は、元老院議員による元老院議員の犯罪を扱う訴訟で、既存の査問所手続と後代の特別審理手続の中間的な型式を採る。

飽和期の初期の政界上層部では、肅清の嵐が吹いたが、元老院を傀儡化する機能を果たしたと解する。また、元老院を傀儡化する過程で元首政に適した訴訟として、刑事、民事を問わず特別審理手続がローマでは限られた事項で、属州では一般的に行われるようになる。特別審理手続の特徴は、訴訟手続の一元化に在り、元首の代理人が、職権ないし私人の告発による開始から判決まで掌理し、判決に対して元首への上訴を許す点に在る。

元首政の開始で民会の立法的活動は休止し、元老院議決 (Senatus Consulta) 及び元首の命令たる勅法 (Constitutiones) が法律の効力を持つに至った。元首は、元首の権威により法律問題の解答を与える特権 (Jus Respondendi Ex Auctoritate Principis) を特定の有力な法学者 (Jurisconsultus) に与え、かかる解答権制度を通じて、法律の多義性を統制した。このような体制の下で、早期古典期の約一〇〇年間に、法学は官学として隆盛して行ったが、法学者は私人で、元首との個人的関係で影響を及ぼしたに止まった。盛期古典期は、法学者が帝国行政に関与した。一一七年頃、法務官などの告示を法学者に編集させ、元老院議決によって効力を確認させた。永久告示録

(Edictum Perpetuum) と呼ばれている。中葉以降、帝国行政で騎士階級相当の官職が重要となり、法学者が就いた。晩期古典期は、法学者は全面的に帝国行政に組み込まれ、勅答が最も重要なものとなった。

## (二) 帝国衰退期（一九三年以降）

### (イ) 社会過程

この期は、未曾有のインフレが進行し明白に経済は下降局面に入っていたが、帝国は舵を取る国家構造と階層を失って久しく、反って、商業国家としては滅亡を増幅させる政策が実施され、帝国を衰退させた点に特徴がある。

ペストの流行で人口が大激減した後の一九三年、帝国の様相は一変し、以後、軍によってのみ擁立された軍事政権が約九〇年間続き、帝国はこの時代を転がって行くことで、社会のあらゆる構造が商業国家時代までのものと全く異質なものとなり、封鎖的都市経済で一旦、止まった。二八四年の専制君主政 (Dominatus)<sup>(31)</sup> の開始で、二〇〇年代中頃より進行しだしたインフレで貨幣経済は機能しなくなっていたので、運用上、実施されていた現物徴発を制度として整備する税制 (Capitatio Yngatio) 改革を行い、また、帝権の鼎の軽重が問われていたので、三一三年にキリスト教を公認し、更に、キリスト教との関係強化の為、三二四年に再度の首都移転が行なわれたが、歴史のうねりに抗えず、三九五年、帝国は東西に分治された。

① 経済 経済は、世界経済から封鎖的都市経済へ、そして四〇〇年代は家内経済へ至るまで退歩した。

② 社会構成 社会は、軍事国家体制として構成された。都市地域では、職人、船主、商人、兵士、官僚などあらゆる職業が世襲となり、自由な市民生活が奪われ、都市は衰退した。他方、農村地域では、小作人は土地に法的に縛り付られ、移動が禁止され、世襲身分となっていた。大土地所有を經營する者は、経済的自立を高めて半ば封建領主化し、その傾向は西方地域で顕著で、かかる地域格差が中世初期にかけての東西欧州の発展の相違を生

み出す基盤となった。また、皇帝の寄進で教会は大土地所有者となった。

③ 国政 皇帝は専制君主である。皇帝顧問会は、皇帝の前では全員が起立している聖起立会議 (Sacrum Consistorium) と歸した。元老院は、ローマの他に新首都にも在ったが、勅法の公布場所で、政治的、法的意義を失っていた。帝国の統治は、中央集権体制の下に帝国を四種類の道 (Praefectura) で構成し、緻密に細分化された。文官と武官を区別し、全て官吏は皇帝が任命し、俸給を与え、名譽官でなくなった。親衛隊長官は文官の最高官職として財政担当となり、各道にそれぞれ置かれた。執政官、法務官は名称のみ残った。新たに法制長官 (Questorsacri Palatii) が設けられ、勅法の文案作成の任に当たった。古来からの基本戦略を転換した防衛戦略を建て、元首政期の約二倍に増強した国境防衛軍 (Ulpianae) と防衛線を突破した敵の迎撃用として皇帝直属の騎兵機動軍 (Comitatenses) を備えたが、この頃の軍は、ゲルマン人を主要とする蛮族で構成された。肥大化した官僚群と大増員された軍団の維持で、国家財政は破綻に瀕していた。

(ロ) 特別審理手続と税制 (Capitatio Yugatio) 改革

カピタティオリユガティオとは、インフレで意味をなさなくなっていた現金の代替として行なわれていた現物による徵発を、公平な制度とする為に、人頭たるカピタと土地の単位たるユガを基準として設けて税を収めさせることができるように改革した制度をいう。この税制改革は、結果的に市民の世襲化を促進する機能を果たした。また、法学は官学化するにつれ、かかる政治的変動に勢力の消長が影響された。後古典期は、法学者の創造的活動は殆ど衰え、皇帝は勅法だけによる法の展開を求め、勅法が法律の効力を持つ唯一の法源となった。

この時代の訴訟は、刑事、民事を問わず、統治者の立場から被治者である市民の争いを解決する手続として特別審理手続 (Cognitio Extra Ordinem)<sup>(33)</sup> が唯一のものとなった。かかる手続は、通常訴訟手続の規定に従わない手続

で、法廷手続と審判手続の区別がなく、皇帝は当事者の出頭を強制し、事実を審理して判決を下し、執行に当たっては強制力を行使した点に特色を持つ。訴訟は、主権者である皇帝が市民を支配するという帝政理念の下、行われたので、訴訟を行う根拠は皇帝の法的地位の司法への現れとして自明なものと考えられ、別段の法的根拠を不要とした。訴訟対象者は、二二二年、カラカラ勅法 (Constitutiones Caracalla) で全国の自由人を市民とするに至ったので、全帝国住民である。法廷は、商取引集会所 (Basilica) に移った。刑事裁判では、訴追対象は、皇帝は勅法で必要に応じて可罰行為の範囲を任意に増減できたので、従来の行為類型の枠に囚われず、特に限定されない。私人訴追者を待たず、皇帝の委任を受けた親衛隊長官が自発的に訴訟を進行することもできる。法学者は、裁判において専門的な司法官僚として親衛隊長官を補佐した。訴追担当の司法官僚が、事実審理を行って判決を下すという職権審理構造を採った。手続の構造は、司法官僚と被告人が関与し、皇帝が支配下にある市民を裁判する糾問主義構造となった。専制政を反映して刑罰は全体的に厳しくなり、刑種は増加したが、法定刑が廃止されたので、宣告刑は恣意的にならないよう勅法で厳しく規制され、また、量刑は犯行の諸状況を斟酌してそれを反映できるようになった。全面的に皇帝が刑罰権を掌握したので、かかる手続が唯一の刑事手続となり、刑事裁判の機能も統治一般の中に組み込まれた。民事裁判では、裁判担当の司法官僚は方式書の指示に従って判決をせず、場合によっては原告にも責ある旨の判決もし、また現実履行ないし損害賠償を命じる判決をし、判決は国家機関の命令として公力 (Manu Militari) により執行された。執行方法は、三三八年の勅法以降は、債権者が債務者を自宅に拘束すること禁止され、債務者の財産を債権額に相当するまで売却する方法が発達した。官僚制度の運用を監視する見地より上訴 (Appellatio) が許され、下級の司法官僚が下した判決は皇帝まで上訴できる。司法官僚に対する皇帝からの法的規制が厳しくなり、訴訟の手続における自由裁量の余地が狭くなり、訴訟の運用の画一化が図られた。

特別審理手続は、帝権の鼎を確保する手段としての身分制の確立に寄与したが、反面、精神活動の自由を弾圧する道具として利用され、特にそのことが経済の自主性を破壊し、帝国の滅亡を早める機能を果たしたと解する。

## 五 おわりに

ローマ帝国は滅亡したが、東ローマ帝国は五二八年より建国以来のローマ法の変遷を立法事業化<sup>(34)</sup>し、訴訟、犯罪、刑罰の理念、種類、型式に対する主要な考え方は再循環過程に入ったと見ることが出来る。東ローマ帝国の立法活動で作られた法もローマ法として認知され、その法の多くが、近時まで欧州諸国で各地の固有法を補填する普通法として使われ、今日でも法の源泉を為している。諸国の法典は、その形式においてかかるローマ法から多大な影響を受け、その内容においても多くの規定がかかるローマ法の規定を基礎として作られている。

現在の世界は、アメリカを軸とする一国中心主義で政治、経済、社会が展開し、自由主義、民主主義が支配している。主要諸国の社会構成は、価値観、倫理観が複雑多岐で教育程度の格差が顕著な多民族の集合体で構成され、かつてのローマ帝国のローマ化の如く、主要諸国のグローバル化を生んでいる。このグローバル化は、情報化社会も齎したが、その社会の本質は、情報選択の少数独占が行う価値観の多様化と一元論化の振分け機能にみられると云えるのではないか。不都合な価値観は多様化で転換を迫り、転換後は特定の価値観が一定方向で形成され固定するよう統御されるが、それは法の世界にも影響を及ぼしている。訴訟は、大陸型、英米型いずれの訴訟型式も自由主義思想を基盤とし被疑者、被告人の人権が考慮されてきたが、現在では、被害者側の人権保護が唱えられている。しかし、被害者の保護はそれ自体の法的保護を越えて犯人検挙へ重心移動しやすく、その観点より実体的真実の強化が模索される。真実追求の効率を最大限に挙げる為に、司法警察作用と行政警察作用の境界をなくすことが

試みられ、犯罪発生予想地区に自動監視カメラや盗聴マイクを設置して犯行の全内容を記録させることが拡大しつつあり、衛星を利用して世界中の犯罪発生予想地区を監視することも可能領域となっている。犯罪類型も、自然的性格のものに基礎に置いていたが、規範意識の薄れた或いは規範意識がない犯罪者の増加に対応する為、法定犯的性格のものが増加がみられる。特別法の増加は、そこで施行される法規が犯罪予防的色彩の強い行政的取締法規になる。刑罰は、実証主義思想の影響を受けて教育の重視が唱えられたが、この種の犯罪者の規範意識を覚醒させ被害者を救済する見地より修復的司法が志向されているが、現実的社會機能は、人間性の導くところ司法的な制裁の回帰へ陥りやすい。

一 国中心主義は、あまたの歴史が示す様に、普遍に維持されていくことは出来ない。国家の総合力の過程史という観点からすれば、今日の世界は、かつてのローマ帝国の興亡史が教える様に、飽和期へ入ったと見ることができ。しかし、訴訟、犯罪、刑罰それぞれの理念、種類、型式に関する主要な考え方の循環と国家の総合力の過程史との間には、時間的ずれがある。幸いにも、そのことがグローバル化の内容を変え、ひいては我々の懸念を克服する社会が招来されることを期待できる。

- (1) 穢れと清めについての参照は、村上堅太郎・「古代ギリシア市民」岩波講座・世界歴史2・六二頁以下。なお、未開社会の法意識については、「未開社会と法『歴史・文化と法1』」・岩波法社会学講座9所収の諸論文参照。
- (2) 刑罰の目的についての参照は、千葉正士・「法人類学」平凡社大百科事典4巻二二二―二三頁。
- (3) 船田亨二・「ローマ法入門」有斐閣・五六頁以下参照。
- (4) 復讐の変遷史の参照は、J. Jones, *The law and legal theory of the Greeks*, Oxford, 1956.
- (5) ステフェン・L・サス・林深山訳・「古代法」・ブリタニカ国際大百科事典第七卷六八五頁以下。黒田和彦・「ハン



ムラビ時代の国家と社会『岩波講座世界歴史1所収』一二五頁以下。なお、大江節子・「楔形文字法」平凡社大百科事典6巻一〇七頁参照。

(6) ローマ史概説の参照は、A. Momigliano・A. Jones・E. Thompson・秀村欣二訳・「ローマ史」ブリタニカ国際大百科事典5巻七二八頁以下。吉村忠典ほか・「ローマ」世界歴史事典20巻一八〇頁以下。また、ローマ法史の概説の参照は、Jolowicz, *Historical introduction to the study of Roman Law*, Cambridge, 1954; Nicholas, *An introduction to Roman Law*, Oxford, 1969; Borsdon 編・長谷川博隆訳・「ローマ人―歴史・文化・社会」岩波書店二五九頁以下。原田慶吉・「ローマ法の原理」弘文堂。町田実秀・「ローマ法史概説Ⅰ―Ⅱ」有信堂。船田亨二・「ローマ法Ⅰ―Ⅴ」岩波書店。

(7) 古代ローマ法が宗教的、道徳的色彩が弱かったのは、宗教と道徳は家長の管理下にあったからである。宗教についての参照は、松本宣郎・「ローマ神話」平凡社大百科事典一五巻一二二五頁以下参照。その書によれば、ローマ人の宗教は国家、社会ときわめて密接なつながりを持っていた。来世や冥府の観念は薄く、神霊観念も現世の生活に結びついていた。宗教行為は自己の家をそこに宿る神霊の力で守ってもらい、繁栄していくための祭祀を行うことであった。家または耕地の守り神、貯蔵庫の守り神、先祖の守護霊などの家内の神々が尊ばれ祭られた。これらは、家の祭祀(Sacra)として家長を中心に守り続けるものとされ、家系の継承は祭祀の継承であった。このような宗教観は国家段階でも同様で、神々に崇敬を払い、そのための祭儀を行うことよって恩恵としての安寧と繁栄が与えられるという、神と人との相互授受の観念(Do ut Des)がみいだされ、古代末期に至るまでのローマの宗教の根底をなすという。神官は貴族が独占し、後に良い家柄の市民も就いたが、神官は特殊な専門職でなく他の役職と同様、市民の公的政治経歴の一部をなしていた。また、宗教儀式は市民生活のあらゆる面において重要な役割を果たした。国家的祭典や禁忌で民会、元老院の開会、裁判の開廷できぬ日が定められていた。宣戦も神意が問われた。政務官の選出や就任も祭儀は不可欠であったとされる。

(8) イェーリング・原田慶吉訳・「ローマ法の精神」一巻三頁参照。

- (9) 船田享二・「12表法とソロモンの法典」京城帝国大学法学会論集11。佐藤篤士・「Lex XII TABULARUM」早稲田大学比較法研究所叢書7。
- (10) 所有権法の発展過程の参照は、吉野悟・「ローマ所有権法史1―4」大阪市立大学法学雑誌16巻1号・17巻2号4号・18巻3号。
- (11) M・ウェーバー・世良晃志郎訳・「都市の類型学」三〇八頁参照。
- (12) 共和政発展史の参照は、鈴木一州・「ローマ共和政の成立と発展」岩波講座・世界歴史2・一〇九頁以下、長谷川博隆・「ローマと地中海世界」及び「内乱の一世紀」岩波講座・世界歴史2・二三九頁以下。
- (13) 有力家族は、家長が家族構成員の不法行為に対して家内裁判所を開く事例もある。前掲注6・Borsdonの編書一六二頁以下参照。
- (14) 法律訴訟の参照は、ガイウス・船田享二訳・「法学提要」4巻四頁以下。船田享二・注3の書二一八頁以下。柴田光蔵・「ローマ法の基礎知識」有斐閣双書八九頁以下。柴田光蔵・「ローマ裁判制度研究」世界思想社。
- (15) 弓削達・「ローマ理念」平凡社大百科事典15巻一二〇四頁参照。その書によれば、占領政策は、ラテン系国家には、民会で投票権を行使できる完全なローマ市民権を付与し、非ラテン系国家には、投票権は欠くがローマ人と対等の婚姻、通商権を持つ不完全な市民権を付与し、その他は同盟国家とした。市民権付与の等級化と網の目の同盟関係で平定という戦略思想は、ローマ国家の支配構造の原型となったとされる。
- (16) 民会訴訟手続の参照は、田中周友・「世界法史概説」有信堂二二二頁。西村重雄・「古代ローマ」平凡社大百科事典6巻一〇八頁。
- (17) 船田享二・前掲注3の書一四六頁以下参照。その書によれば、古代には、不法行為を原因として成立する訴訟は、債務不履行を原因とする訴訟と異なるものと考えられた。訴訟の発達に伴い、罰金請求訴訟と損害賠償請求は訴訟として同一の構造を有するので、不法行為も債権発生原因とされるに至った。ただ、契約から発生する債権とは様々な点で異なる取扱いを受けたとされる。不法行為とされた代表は以下のものである。窃盜 (Furtum) は詐欺、横領、背任を

含む概念である。強盜 (Rapina)。窃盜及び強盜という不法行為は、公の訴追も受け、鞭打ち刑と前者は選択的、後者は重疊的に競合した。傷害 (Injuria) は、身体傷害のほか侮辱、名誉毀損、公共物の使用妨害を含む概念へ拡張され。カラカラ以後は訴追との選択的競合となったとされる。

(18) 奴隸制の参照は、太田秀通・「古典古代社会の基本構造と奴隸制」岩波講座・世界歴史2・三九一頁以下。佐藤篤士・「Lex Poetio Papiriaに(57)」早稲田法学46巻1号。

(19) 方式書手続の参照は、船田享一・前掲注3の書二二頁以下。吉野悟・「ローマ法とその社会」近藤出版社。

(20) 船田享一・前掲注6の書1巻二〇九頁参照。

(21) 法学史の参照は、F. Schulz, History of Roman Legal Science, Clarendon Press, 1946. 柴田光蔵・「ローマ法学」(碧海純一ほか編「法学史」所収・東京大学出版会)二五頁以下、田中周友・「ローマ法学」法哲学講座2巻八二頁以下。法律家の歴史の参照は、R. Pound, The Lawyer from Antiquity to Modern Times, 1953.

(22) 奴隸制を維持する為の刑罰の立法化についての参照は、莊子邦雄・「ローマ刑法史序説」刑法雑誌3巻2号。

(23) ローマ法上の個人概念についての参照は、ヘーゲル・武市健人訳・「改訳 歴史哲学下巻」(ヘーゲル全集10b) 所収・岩波書店)一三四頁以下。

(24) Latifundium についての参照は、浅香正・「大土地所有の発展とコロナト制の成立」岩波講座・世界歴史2・四五一頁以下。

(25) 査問所手続の参照は、柴田光蔵・前掲注8の書二六頁以下。

(26) 属州文化のローマ化の参照は、高橋秀・「地中海世界のローマ化と都市化」岩波講座・世界歴史2・四一五頁以下。

(27) 帝国衰退過程の参照は、ギボン・中野好夫訳・「ローマ帝国衰亡史1巻」10巻」筑摩書房。

(28) 本村凌二・「パンとサーカス」平凡社大百科事典15巻一二一五頁参照。その書によれば、国家は恩恵施与 (Evergetisme) 慣行から遊民を扶養した。パンとサーカスと呼ばれているローマ人の世相は、ローマの平和の時代における民衆生活の墮落ぶりを象徴するものと考えられてきた。パンとは穀物給付で、前五八年、初めて無料給付が実施され、

以後、平民身分のローマ市民の全てを対象とする無料給付が制度化され帝政期を通じて実際に行われていた。この政策は、近年、社会学的、文化人類学的見地より、恩恵施与 (Evergetisme) 慣行という観点を重視して説明すべきと主張されている。富裕者は権力獲得のために恩恵を施すのでなく、権力を保持しているがゆえに恩恵を施す。それにより、民衆に敬愛され、統治は重厚さを増す。帝政期における皇帝の恩恵施与は、神の恩寵を浴びる者は寛大に恩恵を施しうる者でなければならない。君主は恩恵を施す者として統治し、その善行によって神格化されるので、ますます重要となるとされる。

- (29) 権威の観念についての参照は、吉村忠典・「ローマ元首政の起源」岩波講座・世界歴史2・三一七頁以下。船田享二・「ローマの法思想」(法哲学講座2巻・有斐閣) 六三頁。なお、元首政末期には、法律の形式で元首の有すべき権限が授権された。授権法の参照は、船田享二・「ウエスバシアヌスの主権に関する法律」公法雑誌2巻8号。
- (30) 元老院審理手続の参照は、西村重雄・前掲注一六・一〇八頁。
- (31) 専制君主政の成立過程の参照は、弓削達・「ドミナートゥスの成立」岩波講座・世界歴史3・三頁以下。
- (32) 専制君主の権力の正当性の参照は、秀村欣二・「ローマ皇帝支配の意識構造」岩波講座・世界歴史3・四三頁以下。
- (33) 特別審理手続の参照は、柴田光蔵・前掲注14の書三七頁以下。船田享二・注3の書二三三頁以下。
- (34) ユステイニアヌス法典の成立事情の参照は、船田享二・前掲注2の書1巻四四一頁以下。吉田悟・「ユステイニアヌス法典の形成」(世界帝国の諸問題・古代史講座10巻所収) 一四四頁以下。